

ほどがや市民活動センター評議会会則

(名称)

第1条 ほどがや市民活動センター(以下「センター」という。)に評議会を設置し、ほどがや市民活動センター評議会(以下「評議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 評議会は、センターの運営に関し、第三者的な立場から評価・助言することによって、センターの運営方針に従った公平かつ効率的な運営を進めていくことを目的とする。

(役割)

第3条 評議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) センターからの報告を受けて、センターの運営のあり方および業務の内容について評価・検証する。
- (2) 協働運営会議に対し、必要に応じ報告を求めるとともに、必要な助言を行なう。
- (3) センターの運営における市民協働のあり方について、区と意見交換及び区に対する提案を行なう。

(構成)

第4条 評議会を構成する委員は、次の各号に該当する者とし、保土ヶ谷区長が委嘱する。

- | | | |
|-------------|---|---|
| (1) 市民活動専門家 | 1 | 名 |
| (2) 生涯学習専門家 | 1 | 名 |
| (3) 市民活動家 | 1 | 名 |
| (4) 実業界 | 1 | 名 |
| (5) 学識経験者 | 1 | 名 |
| (6) 地域代表 | 1 | 名 |

(役員)

第5条 評議会に次の役員を置く。

- | | | |
|---------|---|---|
| (1) 議長 | 1 | 名 |
| (2) 副議長 | 1 | 名 |

2 議長は、委員の互選により選任する。

3 副議長は、議長が指名する。

(議長及び副議長の任務)

第6条 議長は、評議会を代表し、会務を統括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは議長の職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 評議会の会議は、年2回程度とし、議長が召集する。ただし、委員の2分の1以上から招集の要求があったとき、議長が必要と認めたとき、および保土ヶ谷区が開催を求めたときには召集することができる。

2 会議は、定数の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、委員は他の委員に委任して、その議決権を行使することができる。

(活動年度)

第9条 評議会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第10条 本会則の改廃の議事は、事前に保土ヶ谷区と十分協議の上、評議会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

2 前項の場合において、委員は他の委員に委任して、その議決権を行使することができる。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、保土ヶ谷区と協議の上、議長が決定する。

(事務局)

第12条 評議会の事務局は、評議会議長および保土ヶ谷区の指示のもとに、センターが担当する。

附則

1 この会則は、平成18年3月30日から施行する。

2 第9条の規定に関わらず、平成17年度の活動年度は、平成18年3月30日から平成18年3月31日までとする。